

愛川町避難所 防災マニュアル【地震時】

1. 避難所運営委員会について

大規模な地震災害などが発生し、自宅の倒壊などの被害により住めなくなった避難者を避難所へスムーズに受け入れ、一定期間秩序ある生活ができるようにするため、事前に災害時の受け入れなどに備えた話し合いを進める避難所運営委員会が組織されています。皆様には、避難所運営委員会が行っている仕事の一部と災害時に取るべき行動や、避難所への避難方法などについてお知らせします。

2. 避難所運営委員会の内容について

大規模災害の発生により、避難場所（9箇所）が避難所として使用される場合を想定して、さまざまな事項を検討しています。

- (1) 避難所を開設する場合の手順や収容人数の算定
- (2) 災害直後から復旧するまでの段階ごとの運営課題の整理
- (3) 避難所の基本原則などの作成
- (4) 避難所での防災訓練の検討、実施



3. 避難所運営委員会の役員について

具体的なマニュアルを作成するため、下記の委員で構成されています。

- (1) 地域の代表の方々（自主防災組織）
- (2) 施設管理者（学校の先生等）
- (3) 避難所担当者（町職員）
- (4) 必要協力者（委員会が必要と認めた人）

4. 地震発生及び地震発生後の行動について

① 落ち着いて身の安全を確保

揺れを感じたら、机の下などに入り身の安全を確保しましょう。



② 出口の確保

出入口を開けて避難路を確保しましょう。



③ あわてて外には逃げない

揺れがおさまるまでは、その場を動かさないで、周囲の状況を見ましょう。



④ あわてずに火災を防ぐ

万一、出火したら火が小さいうちに消しとめる。消火器の置き場所も日ごろから確認しましょう。



⑤ 正しい情報を入手

テレビ、ラジオ、防災行政無線などの情報を聞く。デマなどには惑わされないようにしましょう。



⑥ 協力しあって救出・救護

隣近所、協力しあって救出救護活動をしましょう。



5. 避難が必要になった場合の行動について

避難する前は火の元を確認し、ブレーカーを切って避難します。



家族や近所の人たちと近くの緊急避難場所へ一時避難します。



【緊急避難場所】
近くの公民館、児童館、広場、公園など



【避難所】

自宅の倒壊などにより、生活が困難な場合に緊急避難場所から避難所へ避難します。避難後は、避難所運営本部の指示に従っていただきます。



自宅の倒壊などの危険もなく安全であれば自宅に戻ります。



6. 普段からの対策について

①防災訓練に参加する



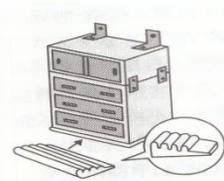
防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を身につけましょう。

②家庭防災会議を開く



大地震のとき、あわてずに行動できるように、普段から家族で防災についての話し合いをしましょう。

③家具の転倒防止



家具はL字金具などでしっかり固定しておきましょう。

④消火器などの備え



いざ、というときのために消火器や消火用水のほか、消火に役立つものを用意しておきましょう。

⑤非常持ち出し品の準備



避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当などができるように準備しましょう。

⑥家族の安否確認方法



地震時に落ち合う場所や、安否確認ができる災害伝言ダイヤルなどの使い方を確認しておきましょう。

7. 避難所について

愛川町内の避難所の地区区域は下記のとおりです。

避難所名	所在地	対象となる地域
半原小学校	半原 2201	川北区、宮本区、原臼区、両向区、細野区
高峰小学校	三増 767	三増区 角田区（中の平・峰・戸倉・海底町内会）
県立愛川高等学校	三増 822-1	小沢区（小沢・梅沢自治会） 角田区（下之街道町内会） 箕輪区（睦台自治会）
愛川中原中学校	角田 210	箕輪区（原箕輪・下箕輪・幣山自治会） 小沢区（上小沢自治会） 田代区
愛川東中学校	中津 1400	上熊坂区
中津小学校	中津 544	熊坂区（楠・松台・太田窪・稲荷木の一部） 下谷八菅山区 二井坂区 桜台区 半縄区 坂本区 桜台団地区
中津第二小学校	春日台2-9-1	春日台区、大塚区
菅原小学校	中津 1103	熊坂区 （楠・松台・太田窪・稲荷木の一部、下菅原・一ッ井・太田）
愛川町第1号公園	中津 4043	六倉区

※ご不明な場合は、愛川町危機管理室（電話046-285-2111）にお問い合わせください。